

原議保存期間	5 年(令和8年3月31日まで)
有効期間	一種(令和8年3月31日まで)

各 都 道 府 県 警 察 の 長 殿
 (参考送付先)
 庁 内 各 局 部 課 長
 各 附 属 機 関 の 長
 各 地 方 機 関 の 長

警 察 庁 丁 少 発 第 2 3 1 号
 令 和 3 年 3 月 1 6 日
 警 察 庁 生 活 安 全 局 少 年 課 長

少年院及び少年鑑別所における収容のための連戻しについて

平成26年6月11日、旧来の少年院法（昭和23年法律第169号）が全面改正され、「少年院法（平成26年法律第58号）」（「院法」という。以下同じ。）及び「少年鑑別所法（平成26年法律第59号）」（「鑑法」という。以下同じ。）が公布されたところであり、平成27年6月1日から施行することとされている。これに伴い、別添のとおり少年院又は少年鑑別所（「少年施設」という。以下同じ。）における収容のための連戻しについて法務省矯正局長から「少年院及び少年鑑別所における収容のための連戻しの運用について（平成27年5月27日法務省矯少第152号）」（「法務省通達」という。以下同じ）が発出された。

少年施設からの逃走等事故発生に際して必要な協力態勢を構築できるよう平素から緊密な連携に努めるとともに、下記により、逃走者、少年院の院外委嘱指導又は外出若しくは外泊の場合において少年院の長が指定にする日時までに少年院に帰着しなかった者、又は災害時の避難のために解放された者であって避難を必要とする状況がなくなった後速やかに少年施設又は少年施設の長が指定した場所に出頭しなかった者（「連れ戻すべき者」という。以下同じ。）の連戻しのことに関して遺漏のないよう配意されたい。

なお、「少年院又は少年鑑別所からの逃走者の連戻しについて（昭和30年8月9日刑発防第171号）」は、廃止する。

記

1 少年施設の長からの連戻しのための援助の求め及びそれに基づく警察の手配

(1) 少年施設の長からの連戻しのための援助の請求は、連れ戻すべき者1人ごとに法務省通達別紙様式1「連戻援助請求書」によって、その少年施設の所在地を管轄する都府県警察の警視総監又は警察本部長、道警察にあつては方面本部長（「警察本部長」という。以下同じ。）宛てにされる。

ただし、緊急を要する場合には、電話その他適当な方法をもって最寄りの警察署長を通じて援助を求められる。この場合においても可及的速やかに警察本部長宛ての連戻援助請求書が送達される。「連戻状」（法務省通達に様式例が参考添付されているもの）は、連戻援助請求書発送前に発付されている場合はこれに添付され、連戻援助請求書発送後に送付された場合は法務省通達別紙様式5「連戻状送付書」によって送付される。ただし、発付された連戻状が一通の場合は、連戻援助請求書にその内容が附記され、又は法務省通達別紙様式4「連戻状発付通知書」によって通知される。

連戻援助請求書、連戻状及び連戻状発付通知書は、当該少年施設の所在地を管轄す

る警察署の署長を通じて送達される。

- (2) 連戻援助請求を受けた警察本部長は、必要な範囲の所属警察官に、その内容を伝達するものとする。

警察本部長は、連戻援助請求を受けた連れ戻すべき者の立回り予想地域が他の都道府県警察の管内にある場合、その他その所属警察官のみをもっては足らないと認められる場合においては、他の必要な警察の警察本部長に対して、連戻援助請求の内容を伝達するものとする。

少年施設の長から連戻援助請求に関する電話等の連絡を受けた警察署長は、緊急を要し警察本部長にその内容を報告するいとまのない場合においては、直ちに必要な警察署長にその連戻援助請求に関する内容を伝達し、事後速やかに警察本部長にその旨を報告するものとする。

- (3) 連戻援助請求の伝達は、「少年院（又は少年鑑別所）連戻対象者手配」とし、その事態に応じて電話その他適当な方法によって、その連れ戻すべき者について以下の事項を迅速的確に通知して行うものとする。ただし、急速を要する手配については、必要な事項をまず通知し、その他の事項を速やかに追加して通知しても差し支えない。

ア 氏名、年齢、生年月日及び本籍（外国人にあっては国籍）

イ 少年施設の名称

ウ 連戻援助請求の年月日

エ 収容前の住所又は居所、帰住予定地

オ 連れ戻すべき事由

カ 収容前の職業

キ 身長、体重、頭髪その他人相及び身体の特徴、着衣及び所持品

ク 少年施設収容の事由（事件名）及び逃走中罪を犯すおそれの有無

ケ 逃走（不帰着・解放）の日時及び場所

コ 予想される立回り先

サ 少年施設の長が希望する連れ戻し場所

シ 連戻状が発付されているときは、発付の年月日、有効期間。発付されていないときは、その請求の有無

ス その他参考事項

2 少年施設の長から連戻しについて援助を求められた警察官の権限

- (1) 少年施設の長から連戻しについて援助を求められた警察官は少年施設の職員と独立して当該連れ戻すべき者を連れ戻す権限を有する。

- (2) 逃走した時（連戻援助請求書に記載された逃走の日時）又は少年院の院外委嘱指導若しくは外出若しくは外泊からの帰着日時として少年院の長が指定した日時（「逃走等をしたとき」という。以下同じ。）から48時間以内は、連戻状の発付がない場合においても連戻しに着手することができる。

連戻しに着手した後、連れ戻しを継続する間に、逃走等をした時から48時間を経過しても連戻状によることを要しない。

逃走等をした時から48時間を経過した後は、連戻状が発付されていなければ、連戻

しに着手することはできない。

- (3) 災害時の避難のための解放後に避難を必要とする状況がなくなった後に当該者が少年施設又は少年施設の長が指定した場所に出頭しないときは、連戻状が発付されていなければ、連戻しに着手することはできない。
- (4) 連戻状により連戻しに着手する場合は、本人にこれを示して行わなければならない。ただし、連戻状を所持しない場合においても、急速を要するときは、連れ戻すべき事由及び連戻状が発付されている旨を告げて、連戻しに着手することができる。この場合において、できる限り速やかに連戻状を示さなければならない。
- (5) 連戻しに着手した警察官は、別紙様式「連戻着手報告書」を作成し、これを所属長に提出するものとする。
- (6) 連戻しに当たりやむを得ない場合においては、必要最少限度の期間、警察の保護室に収容することができるが、留置場の使用は認められない。

3 警察官が連れ戻すべき者を連れ戻す場合におけるその者の身柄の引渡し

- (1) 警察官が連れ戻すべき者の連戻しに着手した後は、速やかにその者について手配した警察を通じて、連戻援助請求をした少年施設の長にその旨を連絡するとともに、連れ戻すべき場所に連行して、そこで少年施設の職員に身柄を引き渡すものとする。ただし、連れ戻すべき場所が遠隔の地にあるなどやむを得ない場合は、最寄りの少年施設又は拘置所(留置場は含まない。)に仮に収容するものとし、そこへ連行してその職員に身柄を引き渡すものとする。

なお、連絡打合せの上、警察の保護室に収容するなどの措置を講じて少年施設等の職員の引取りを待って身柄を引き渡すことにすることができる。

身柄の引渡しについては、その引渡しの年月日時、場所及び引き渡しを受けた者の所属官職氏名を適宜な書面で明らかにしその記名押印を受けておくものとする。

- (2) 連戻状を所持して連戻しに着手した場合は、連戻しをした者が、連戻しに着手した場所、年月日時等をその連戻状に記入し記名押印をして、その者の身柄の引渡しとともにこれを引渡先に引き継ぐものとする。

連戻状を所持しないで連戻状による連戻しに着手した場合及び連戻状によらないで連戻しに着手し、最寄りの少年施設又は拘置所に仮に収容するものとした場合においては、その者の身柄の引渡しとともに連戻しに着手した警察官の所属長によって作成された連戻着手報告書の写しを引渡先に提供するものとする。

4 少年施設の長からの連戻援助請求の取消及びそれに基づく警察の手配解除

- (1) 少年施設の長からの連戻援助請求を取消すときは、直ちにその旨を援助を求めた警察官に電話その他適切な方法により連絡した上で、法務省通達別紙様式2「連戻援助請求取消書」によって通知される。連戻援助請求取消書の宛先及び送付先は、連戻援助請求の場合に準じる。
- (2) 連戻援助請求取消の通知を受けた警察本部長は、連戻援助請求を受けてその伝達をする場合に準じ、「少年院(又は少年鑑別所)連戻対象者手配解除」として、以下の事項を速やかに手配をした先へ伝達するものとする。

- ア 手配の年月日
- イ 連戻対象者の氏名、年齢
- ウ 手配解除の理由
- エ その他必要事項

(3) 連戻状が警察へ送達されている場合において、その連戻状の有効期間が経過し又は連戻援助請求の取消しがなされたときには、警察本部長はこれを請求した少年施設の長へ返付するものとする。

5 院法又は鑑法の規定により連れ戻すことができない者

勾留状、收容状その他のその者の法的地位に応じた令状により收容する者については、院法又は鑑法の規定により連れ戻すことはできない。

6 その他

- (1) 連戻しの権限を有する場合においても、常に必ずしもこの権限を行使することなく当該連れ戻すべき者の心情及び状況を考慮して説得等の手段によって本人の自発的な少年施設等への出頭を図ることも考慮しなければならない。
- (2) 連れ戻すべき者を発見し、いまだ少年施設の長からその者の連戻しについて援助を求められていない場合においては、本人の自発的な出頭を図るなどの措置をとるとともに、直ちにその者の收容されていた少年施設に発見の旨を連絡して、事後の措置について打合せを行うものとする。
- (3) 連戻援助請求があった連れ戻すべき者について、新たな犯罪容疑があつてその者を逮捕し身柄を送致したときは、手配をした警察を通じて連戻援助請求をした少年施設の長に、その状況を連絡するものとし、その者について連戻状の送達を受けている場合は、これを返付するものとする。

(別添) 少年院及び少年鑑別所における收容のための連戻しの運用について(平成27年5月27日法務省矯少第152号)

【継続発出状況】

初回発出日：平成27年5月27日
(有効期間：平成33年3月31日)

連 戻 着 手 報 告 書

年 月 日

警察署長

殿

警察署

官 職

氏 名

㊞

下記の連れ戻すべき者に対し、連戻状を示して、連れ戻すべき事由及び連戻状が発せられている旨を告げて、次の通り連戻しに着手したので報告する。

記

- 1 連れ戻すべき者の氏名、年齢
- 2 連戻しに着手した年月日時
- 3 連戻しに着手した場所
- 4 連戻しに着手した状況
- 5 連戻し援助請求書等
 - (1) 連戻援助請求の発せられた年月日
 - (2) 逃走の年月日時及び場所
 - (3) 連れ戻すべき少年院その他の場所
 - (4) 連戻状発付の有無及び発付されているときは、有効期間、発付年月日
- 6 備考

注意 1 連戻し着手の態様に応じて、不要の文字を削除すること。
2 備考には、その他特に必要ある事項を記入すること。

法務省矯少第152号
平成27年5月27日

矯正管区長 殿
刑事施設の長 殿（鹿児島，沖縄）
少年院長 殿
少年鑑別所長 殿
刑事施設の長 殿（上記以外）（参考送付）
矯正研修所長 殿（参考送付）

法務省矯正局長 小 川 新 二
（公 印 省 略）

少年院及び少年鑑別所における収容のための連戻しの運用について（通達）

標記について、下記のとおり定め、少年院法（平成26年法律第58号。以下「院法」という。）及び少年鑑別所法（平成26年法律第59号。以下「鑑法」という。）の施行の日（平成27年6月1日）から実施することとしたので、遺漏のないよう配意願います。

なお、本件については、最高裁判所事務総局家庭局及び警察庁生活安全局と協議済です。

記

1 警察官に対する連戻しのための援助の求め

- (1) 少年院法施行規則（平成27年法務省令第30号。以下「院法規則」という。）第49条第1項及び少年鑑別所法施行規則（平成27年法務省令第31号。以下「鑑法規則」という。）第40条第1項に規定する書面（以下「連戻援助請求書」という。）の様式は、別紙様式1のとおりとすること。
- (2) 連れ戻すべき者が少年院の分院（以下単に「分院」という。）の在院者又は少年鑑別所の分所（以下単に「分所」という。）の在所者である場合には、本院の長又は本所の長が連戻援助請求書を作成すること。
- (3) 連戻援助請求書の宛先は、都府県にある少年院又は少年鑑別所（以下「少年施設」という。）にあつては当該都府県警察の警視総監又は警察本部長、北海道にある少年施設にあつては当該所在地を管轄する北海道警察の方面本部長とし、その送付先は、最寄りの警察署長とすること。分院又は分所についても同様とすること。
- (4) 複数の都道府県の警察官に対し連戻しのための援助を求める場合におい

ても、上記（３）の手続のみで足りること。

- (5) 警察官に対し連戻しのための援助を求めた場合において、連戻しが不要になった場合には、直ちにその旨を援助を求めた警察官に対し電話その他適当な方法により連絡した上で、速やかに連戻援助請求取消書（別紙様式 2）により通知すること。連戻援助請求取消書の宛先及び送付先は、連戻援助請求書と同様とすること。

2 連戻状の請求

- (1) 連戻状の請求は、連戻状請求書（別紙様式 3）によること。
- (2) 警察官に対し連戻しのための援助を求める場合には、連戻状は 2 通以上請求すること。
- (3) 連れ戻すべき者が分院の在院者又は分所の在り者である場合には、本院の長又は本所の長が連戻状請求書を作成すること。この場合における連戻状は、分院又は分所の所在地を管轄する家庭裁判所の裁判官に請求すること。
- (4) 連戻状請求書には、次の書類を添付すること。

ア 連戻状請求書の謄本 1 通

イ 少年簿及び収容事務関係各帳簿に関する訓令（平成 27 年法務省矯少訓第 15 号大臣訓令）に基づき作成する少年簿（以下単に「少年簿」という。）に編てつしてある少年審判規則（昭和 23 年最高裁判所規則第 33 号）第 4 条第 2 項の書面

ウ 連れ戻すべき事由が発生した事実を記載した書面（少年施設の長に対する報告書の写しで足りる。）

- (5) 連戻状を請求することができる期間は、連れ戻すべき事由が発生した時から、連れ戻すべき者が連れ戻すべき少年施設その他の場所に戻った時までの間であること。
- (6) 連れ戻すべき事由が発生した場合には、直ちに連戻しに着手できる場合を除き、速やかに連戻状を請求してその発付を受け、連戻しに支障が生じないようにすること。
- (7) 連れ戻すべき者を少年施設に収容することができる期間が満了したときその他の事由により連れ戻すべき者を適法に少年施設に収容できなくなった場合には、連戻状を請求できないこと。

3 連戻状の警察官への送付等

- (1) 発付を受けた連戻状が 1 通の場合には、少年施設の長が所持し、警察官に対し連戻しのための援助を求めた場合には、警察官に対し、連戻状発付通知書（別紙様式 4）により、院法規則第 50 条ただし書又は鑑法規則第 41 条ただし書の規定による連戻状の発付を受けた旨の通知を行うこと。
- (2) 発付を受けた連戻状が 2 通以上の場合には、1 通を少年施設の長が所持するとともに、警察官に対し連戻しのための援助を求めた場合には、警察官に対し、連戻状送付書（別紙様式 5）により、院法規則第 50 条本文又は鑑法

規則第 4 1 条本文の規定による連戻状の送付を行うこと。その余の連戻状については、少年施設の職員で連戻しに着手する者に所持させること。

- (3) 上記（１）又は（２）の場合において、緊急を要するときは、連戻状発付通知書による通知又は連戻状送付書による連戻状の送付の前に、電話その他適当な方法によりその旨を連絡すること。
- (4) 連戻状発付通知書及び連戻状送付書の宛先及び送付先は、連戻援助請求書と同様とすること。

4 連戻状による連戻しの手続

- (1) 連戻状による連戻しに着手する際に、連戻状を所持しているときは、連戻状を連れ戻すべき者に示すこと。この場合において、連戻しに着手した指定職員は、連戻状の連戻しに着手した場所及び年月日時の記載欄に、連戻しに着手した場所及び年月日時、指定職員である旨並びに官職を記載し記名押印すること。
- (2) 上記（１）による連戻しを受けた少年施設の長は、連戻状の連れ戻された年月日時の記載欄に、連れ戻された年月日時及び官職を記載し記名押印した上で、その連戻状を少年簿に編てつすること。
- (3) 連戻状による連戻しに着手する際に、連戻状を所持していないため連戻状を連れ戻すべき者に示すことができないときは、連れ戻すべき事由及び連戻状が発せられていることを連れ戻すべき者に告げれば足りるが、できる限り速やかに連戻状を連れ戻すべき者に示すこと。この場合において、連戻しに着手した指定職員は、連戻しに着手した年月日時、場所、状況、指定職員である旨及び官職を記載した簡単な報告書を作成し記名押印すること（警察官もおおむね同様の手続による。）。
- (4) 上記（３）による連戻しを受けた少年施設の長は、その報告書の内容を少年施設の長が所持する連戻状の連戻しに着手した場所及び年月日時の記載欄に転記し、かつ、連れ戻された年月日時の記載欄に連れ戻された年月日時及び官職を記載し記名押印した上で、その連戻状を少年簿に編てつすること。警察官が連戻しに着手した場合は、警察官に対し、作成した報告書の写しの提供を求め、その提供を受けた上で、同様の取扱いをすること。

5 警察官から連れ戻すべき者を保護している旨の通知を受けた場合の対応

少年施設の長は、連戻しのための援助を求めた警察官から、連れ戻すべき者を保護している旨の通知を受けたときは、その少年施設の指定職員をして、又は連れ戻すべき者が保護されている場所の最寄りの少年施設の長に依頼して、できる限り速やかに連れ戻すべき者を引き取ること。

6 不要となった連戻状の取扱い

少年施設の長は、発付を受けた連戻状のうち、連戻しに当たり連戻状による必要がなかったこと、連戻しに着手することなく有効期間を過ぎたこと、連れ戻すべき者が自発的に戻ってきたことその他の理由により不要となったもの

については、連戻状の連戻しができなかった事由の記載欄にその事由及び官職を記載し記名押印して、連戻状を発した裁判官に返還すること。警察官に送付した連戻状については、警察官からその返付を受けた上で、同様に取り扱うこと。

7 記録

少年施設の長は、連戻書留簿（別紙様式 6）に、連戻しのてん末を記録すること。

8 その他留意事項

- (1) 連れ戻すべき者が少年施設に仮に収容されている者である場合には、当該少年施設の長が、連戻状の請求その他の必要な措置を講ずること。
- (2) 院法第 90 条第 2 項（院法第 133 条第 3 項において準用する場合を含む。）又は鑑法第 79 条第 2 項の規定により解放され、避難を必要とする状況がなくなった後速やかに、少年院若しくは指定された場所に出頭しない保護処分在院者（院法第 133 条第 1 項又は第 2 項の規定により少年院に仮に収容されている保護処分在院者としての地位を有する者を含む。）若しくは鑑法第 123 条の規定により少年院に仮に収容されている被観護措置者等としての地位を有する者又は少年鑑別所若しくは指定された場所に出頭しない被観護措置者等を連れ戻すに当たっては、必ず連戻状による必要があること。
- (3) 院法第 133 条第 2 項又は鑑法第 123 条の規定により刑事施設に仮に収容された者が逃走した場合は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成 17 年法律第 50 号。以下「刑事収容施設法」という。）第 81 条の規定により当該刑事施設に連れ戻すことになるが、逃走の時から 48 時間を経過した後は、その者が保護処分在院者としての地位を有する者又は被観護措置者等としての地位を有する者であるときは、連戻状により連れ戻すことになること。この場合において、連戻状の請求その他の必要な措置は、その者を刑事施設に仮に収容した少年施設の長が行うこと。
- (4) 院法第 133 条第 2 項又は鑑法第 123 条の規定により刑事施設に仮に収容された者が、刑事収容施設法第 83 条第 2 項の規定により解放され、避難を必要とする状況がなくなった後速やかに、刑事施設又は指定された場所に出頭しなかった場合において、その者が保護処分在院者としての地位を有する者又は被観護措置者等としての地位を有する者であるときも、上記（3）と同様とすること。
- (5) 以下の者については、院法又は鑑法の規定により連れ戻すことはできず、勾留状、収容状その他のその者の法的地位に応じた令状により収容することになること。

ア 院法第 89 条第 1 項各号（院法第 133 条第 3 項において準用する場合を含む。）に定める時から 48 時間を経過した受刑在院者（院法第 133

条第 1 項又は第 2 項の規定により少年院に仮に収容されている受刑在院者としての地位を有する者を含む。)

イ 院法第 90 条第 2 項(院法第 133 条第 3 項において準用する場合を含む。)の規定により解放され、避難を必要とする状況がなくなった後速やかに、少年院又は指定された場所に出頭しない受刑在院者(院法第 133 条第 1 項又は第 2 項の規定により少年院に仮に収容されている受刑在院者としての地位を有する者を含む。)又は鑑法第 123 条の規定により少年院に仮に収容されている被観護措置者等以外の在所者としての地位を有する者

ウ 逃走の時から 48 時間を経過した被観護措置者等以外の在所者

エ 鑑法第 79 条第 2 項の規定により解放され、避難を必要とする状況がなくなった後速やかに、少年鑑別所又は指定された場所に出頭しない被観護措置者等以外の在所者

オ 院法第 133 条第 2 項又は鑑法第 123 条の規定により刑事施設に仮に収容されている間に逃走し、逃走の時から 48 時間を経過した受刑在院者としての地位を有する者又は被観護措置者等以外の在所者としての地位を有する者

カ 院法第 133 条第 2 項又は鑑法第 123 条の規定により刑事施設に仮に収容されている間に、刑事収容施設法第 83 条第 2 項の規定により解放され、避難を必要とする状況がなくなった後速やかに、刑事施設又は指定された場所に出頭しない受刑在院者としての地位を有する者又は被観護措置者等以外の在所者としての地位を有する者

別紙様式 1（連戻援助請求書）（記の 1 の（1）関係）
（文書番号）

年 月 日

少年院長（少年鑑別所長）

殿

連 戻 援 助 請 求 書

（根拠となる条項）の規定により貴官及び貴官において必要と考えられる警察官に対し、下記の者の連戻しについて援助を請求します。

氏 名	性 別	(ふりがな)		
生 年 月 日	年 齢	年 月 日 生	歳	
本籍（外国人にあっては国籍）				
収容前の住所又は居所				
帰 住 予 定 地				
連れ戻すべき事由				
収 容 前 の 職 業				
身長，体重，頭髪その他人相及び身体の特徴				
着 衣 及 び 所 持 品				
事 件 名	収容年月日		年 月 日	
逃走（不帰着・解放）の 日 時 及 び 場 所				
予想される立回り先				
希望する連戻しの場所				
そ の 他 参 考 事 項				

記載に当たっての留意事項

1 氏名

別名，あだ名又は通称等のあるときは，氏名の右肩に附記すること。

2 逃走（不帰着・解放）の日時及び場所

警察官の判断の資料となるものであるから，逃走の状況等をなるべく正確に記載すること。

不帰着の場合は，少年院に帰着すべき日時及び院外委嘱指導先又は外出・外泊先を記載すること。

3 予想される立回り先

本人の共犯関係，友人関係，保護関係，外部交通の状況，日常の言動等に基づき，できる限り詳細に記載すること。

4 希望する連戻しの場所

原則として，連れ戻すべき者が収容されていた少年院又は少年鑑別所を記載すること。ただし，同行中逃走した場合は同行先を記載してもよいこと。

5 その他参考事項

以下の事項のほか，連戻しに当たり参考となる事項を記載すること。

(1) 連戻状の請求の状況

(2) 事件の簡単な概要

(3) 解放の場合は，解放した者が指定した出頭場所

6 備考

(1) 連れ戻すべき者の写真を添付すること。

(2) 本書を送付する前に，電話その他の適当な方法により援助を求めたときは，本書の日付はその日とすること。

別紙様式 2（連戻援助請求取消書）（記の 1 の（5）関係）
（文書番号）

年 月 日

少年院長（少年鑑別所長）

殿

連 戻 援 助 請 求 取 消 書

下記の者に対する連戻援助請求を取り消します。

(ふりがな) 氏 名 年 月 日生	取消の理由	
連 戻 援 助 請 求 書	番 号	(文書番号)
	日 付	年 月 日
連 戻 状 発 付 通 知 書	番 号	(文書番号)
	日 付	年 月 日
連 戻 状 送 付 書	番 号	(文書番号)
	日 付	年 月 日

記載に当たっての留意事項

- 取消の理由欄には、
- ア 本人が自発的に出頭した旨
 - イ 本人を連れ戻した旨
 - ウ 新たな犯罪で逮捕されている旨
 - エ 新たな事件で少年鑑別所に収容されている旨
- 等をその年月日を附記してなるべく具体的に記載すること。

別紙様式3（連戻状請求書）（記の2の（1）関係）

連 戻 状 請 求 書		
(文書番号)		
年 月 日		
少年院長（少年鑑別所長）		
家庭裁判所 裁判官殿		
(根拠となる条項)の規定により下記の者に対する連戻状の発付を請求します。		
氏 名	(ふりがな)	
生 年 月 日 (年 齢)	年 月 日 (歳)	
住居又は現在地, 住居又は現在地が明らかでないときは, その旨		
本人を少年院に収容しておくことのできる期間の最終日	年 月 日	
連 戻 す べ き 少 年 院 そ の 他 の 場 所		
連 戻 す べ き 事 由		
30日を超える有効期間を必要とするときは, その旨及び事由		
連戻状を数通必要とするときは, その旨及び事由		
同一事由により本人に対し前に連戻状の請求又はその発付のあったときは, その旨		
疎明資料 の 目 録	1 少年審判規則第4条第2項の書面 2 逃走のてん末書	
備 考	○事 件 名 ○処分裁判所 家庭裁判所 支部 ○処分年月日 年 月 日	○事 件 番 号 年第 号 ○収容年月日 年 月 日

記載に当たっての留意事項

- 1 少年鑑別所においては、様式中「少年院」とあるのは「少年鑑別所」と改めること。
- 2 氏名
別名、あだ名又は通称等のあるときは、氏名の右肩に附記すること。
- 3 年齢
満年齢を記載すること。
- 4 住居又は現在地
逃走後の住居又は現在地を記載すること。
- 5 本人を少年院に収容しておくことのできる期間の最終日
 - (1) 在院者については、本人が20歳に達する日を記載すること。ただし、少年院法第138条第4項（第139条第3項において準用する場合を含む。）の規定により収容している者についてはその旨を記載し、以下の規定により少年院に収容することができ期間又は収容する期間が定められている者については、当該期間の末日を記載すること。
 - ア 少年法第17条の4第1項、第26条の4第2項又は第27条の2第5項
 - イ 更生保護法第68条第3項又は第72条第2項若しくは第3項
 - ウ 少年院法第137条第1項ただし書、第138条第2項又は第139条第2項
 - (2) 在所者については、収容期間の残存期間とすること。
- 6 連れ戻すべき少年院その他の場所
本人が収容されていた少年院又は少年鑑別所を記載すること。ただし、同行中逃走した場合は同行先の施設を記載してもよいこと。
- 7 連れ戻すべき事由
連れ戻すべき事由が発生した日時及び場所を明確にして、下記の例によって記載すること。

「当院に収容中のところ、平成27年6月1日午後11時、第2学寮より逃走し、未だ復院しない。」
- 8 30日を超える有効期間を必要とするときは、その旨及び事由
記載例 「1 有効期間——60日
2 理由——本人は所在不明で、発見までに相当の日数を要する。」
- 9 連戻状を数通必要とするときは、その旨及び理由
記載例 「1 必要部数——5通
2 理由——当院職員の分 1通
援助を求める警察官に送付する分 4通」
- 10 同一事由により本人に対し前に連戻状の請求又はその発付のあったときは、その旨
同一事由とは、同一人に関する本書記載と同一の連れ戻すべき事由をいう。
なお、そのときは、請求の年月日、連戻状を発した裁判官、連戻状を発した月日、

連戻状の有効期間を記載すること。

11 備考

収容年月日は、移送を受けた場合は、その年月日を記載すること。

別紙様式 4（連戻状発付通知書）（記の 3 の（1）関係）
（文書番号）

年 月 日

少年院長（少年鑑別所長）

殿

連 戻 状 発 付 通 知 書

下記の者に対し連戻状が発せられたので通知します。

氏 名	年 齢	(ふりがな)	歳
連 戻 状 発 付 裁 判 官 及 び 年 月 日			
連 戻 状 の 有 効 期 間		年 月 日まで	
連 れ 戻 す べ き 場 所			
備 考			

記載に当たっての留意事項

備考欄には、先に連戻援助請求書を送付しているときは、その年月日及び文書番号を記載すること。

別紙様式 5（連戻状送付書）（記の 3 の（2）関係）
（文書番号）

年 月 日

少年院長（少年鑑別所長）

殿

連 戻 状 送 付 書

下記の者に対し連戻状が発せられたので送付します。

氏 名	(ふりがな)
年 齢	歳

別紙様式 6 (連戻書留簿) (記の 7 関係)

進番	連戻すべき者の氏名	連戻すべき事由の発生年月日	連戻		連戻				連戻				要摘
			請求	請求	請求	請求	請求	請求	請求	請求			
			月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	
			月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	
			月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	
			月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	
			月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	
			月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	

記載に当たったての留意事項

- 1 進行番号は、毎年 1 月 1 日から更新するものとする。
- 2 連戻状が数通発せられたときは、各通に進行番号を付してそのてん末を記載するものとする。
- 3 「摘要」欄には、連戻状が不要になった理由を簡単に記載する。

(参考)

連 戻 状		
本 人	氏 名 年 齢 住居又は現在地	年 月 日生
本人を，少年院に収容しておくことができる期間の最終日又は少年鑑別所に収容することができる期間の残存期間		
連 れ 戻 す べ き 事 由		
連れ戻すべき少年院, 少年鑑別所その他の場所		
請 求 者 の 官 職 氏 名		
有 効 期 間		年 月 日まで
有効期間経過後は，この連戻状により連戻しに着手することができない。この場合には，これを返還しなければならない。		
上記の事由により，本人を連れ戻すことを許可する。 _____年_____月_____日 _____家庭裁判所 裁判官_____ 印		

連 戻 し に 着 手 し た 場 所 及 び 年 月 日 時	年 月 日午前・午後 時 分 (官職氏名) 印
連れ戻すことができなかったときは，その事由	年 月 日 (官職氏名) 印
連れ戻された年月日時	年 月 日午前・午後 時 分 (官職氏名) 印